

平成 27 年 2 月 5 日【第 445 回】

★～ 「サイバー犯罪の被害防止」について ～★

『県警察本部広報相談課の平良さんにスタジオに入ってもらいました。
今朝のテーマは何でしょうか？』

今朝は「サイバー犯罪の被害防止」について、現状を交えながらお話していきたいと思います。

インターネットは、さまざまなサービスが提供されるとともに、スマートフォン等の普及などもあり、社会生活に欠かせないものとなっています。

ラジオをお聞きの方にも、ちょっとした連絡は、LINE やメールでする方も多いと思います。

便利なインターネットですが、中には規制薬物やわいせつ画像などの違法情報や爆発物の製造方法などの有害情報が氾濫し、社会全体に悪影響を及ぼすほか、インターネットを悪用して、不正アクセスや著作権法違反、詐欺などの犯罪を行う人がいるのも事実です。

警察では、インターネット等の情報技術を悪用した犯罪をサイバー犯罪と呼び、取締りを強化しています。

県内のサイバー犯罪の検挙件数は、平成 25 年は 118 件、平成 26 年は未確定ですが、128 件と昨年を上回る見通しで、年々増加しており、また、全国的にも増加傾向にあります。

『県内においてサイバー犯罪は増えているのですね。具体的にどのような犯罪が多いのか教えてください。』

インターネットのコミュニティサイトを利用して児童と出会い、お金を渡してみだらな行為を行う児童買春・児童ポルノ法違反や、マンガや音楽、ビデオなどを許可無く、インターネット上に掲載し、それを誰もがみれる状態にしたり、または、それを販売した場合の著作権法違反、ネットショッピングやネットオークションでお金を支払ったが、商品が届かないなどの詐欺被害が多く発生しています。

また、インターネット上にわいせつな画像を掲載したり、メールや掲示板で他人を脅迫したりする事件も多く発生しています。

『サイバー犯罪に巻き込まれないためにはどのようなことに注意すればよいで

すか？』

サイバー犯罪の特徴である、匿名性が高い、時間や場所に制約がないことを理解した上で、

- ・ SNS、コミュニティサイトで知り合った人とは、会わない
- ・ ネットで取引をする時は、相手のことをよく調べて、評判が悪い場合や、相手の確認ができない場合は、取引をやめる
- ・ 無断でマンガや音楽、映画などをネットに載せない
- ・ お子さんに、携帯電話やスマートフォンを持たせる場合は、インターネット上の違法・有害情報から守るため、それらの情報をブロックするフィルタリングサービスを活用する
- ・ 日頃からお子さんが、インターネットをどのように使っているのか、コミュニケーションを通して確認することや、もしもお子さんがトラブルに巻き込まれそうになった場合は、なんでも親子で話し合える関係を築く

などに気を付けてください。

もし、トラブルに巻き込まれたら場合は、遠慮無く警察に相談してください。

便利なインターネットですが、サイバー犯罪に巻き込まれないよう注意が必要です。

そうですね。便利なインターネットですが、そこに潜む犯罪に巻き込まれいよう、注意していただきたいと思います。

今日は県警広報相談課の平良さんにお話をうかがいました。ありがとうございました。